

平成29年2月13日

こども・健康部

教育委員会管理部

市立幼稚園・保育所のあり方について

就学前教育・保育施設について、学校教育審議会の答申及び喫緊の課題である待機児童の解消への取組等を踏まえ、すべての就学前の子ども達の最善の利益につながるよう、市立幼稚園及び市立保育所の適正規模について検討した結果、下記のとおり8園体制の市立幼稚園は4園体制とし、6所体制の市立保育所は2所体制とし、市立認定こども園を2園新設する。

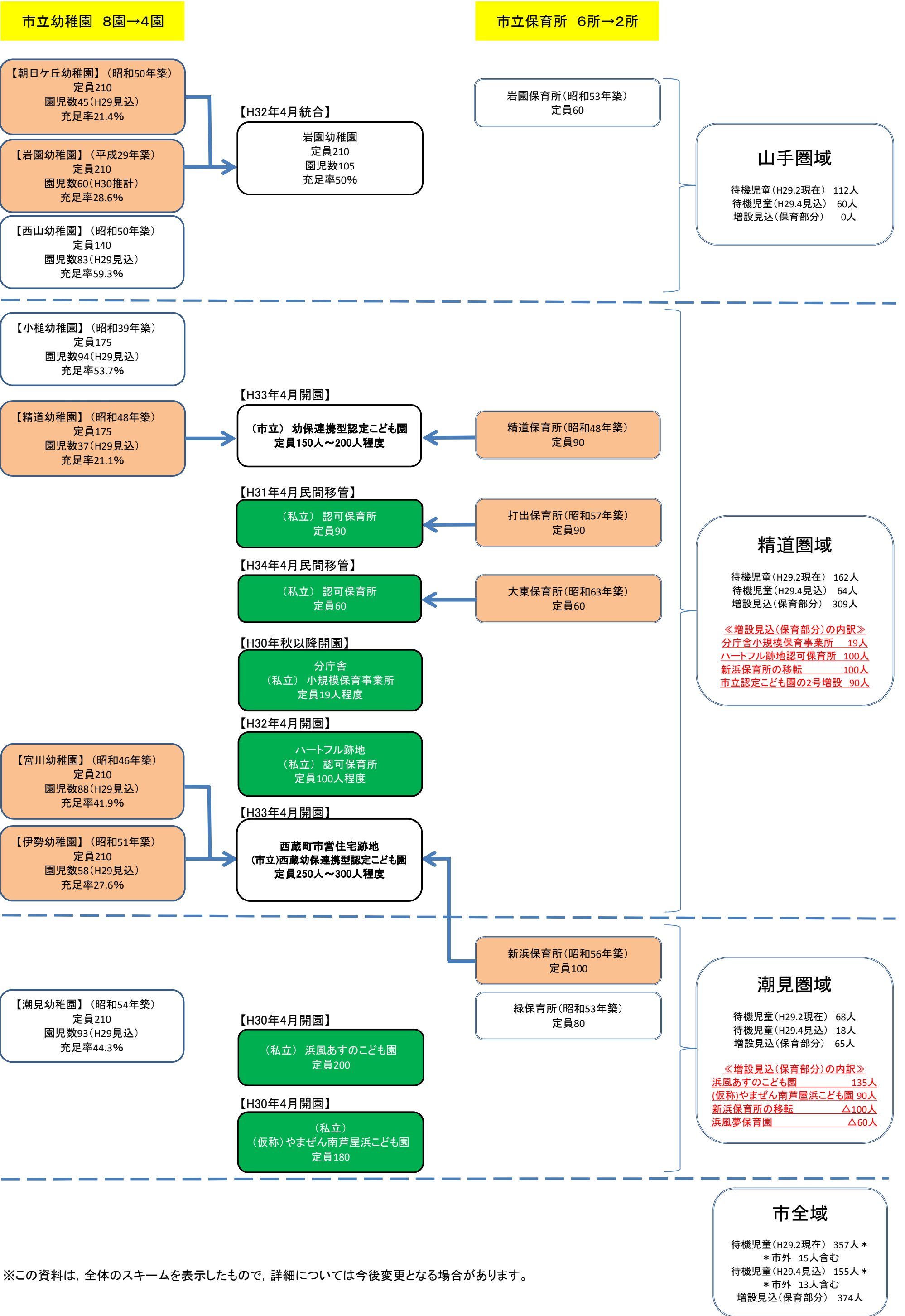
記

- 1 朝日ヶ丘幼稚園を岩園幼稚園に統合し、市立岩園幼稚園として運営する。
- 2 精道幼稚園を精道保育所と統合し、精道幼稚園又は精道保育所跡地に市立幼保連携型認定こども園を新設する。
- 3 打出保育所及び大東保育所を民間移管する。
- 4 分庁舎に民間の小規模保育事業所を、ハートフル福祉公社跡地に民間の認可保育所を誘致する。
- 5 宮川幼稚園、伊勢幼稚園及び新浜保育所を統合し、西藏町市営住宅跡地に市立西藏幼保連携型認定こども園を新設する。
- 6 各施設の跡地利用は今後検討する。

以 上

市立幼稚園・保育所のあり方について

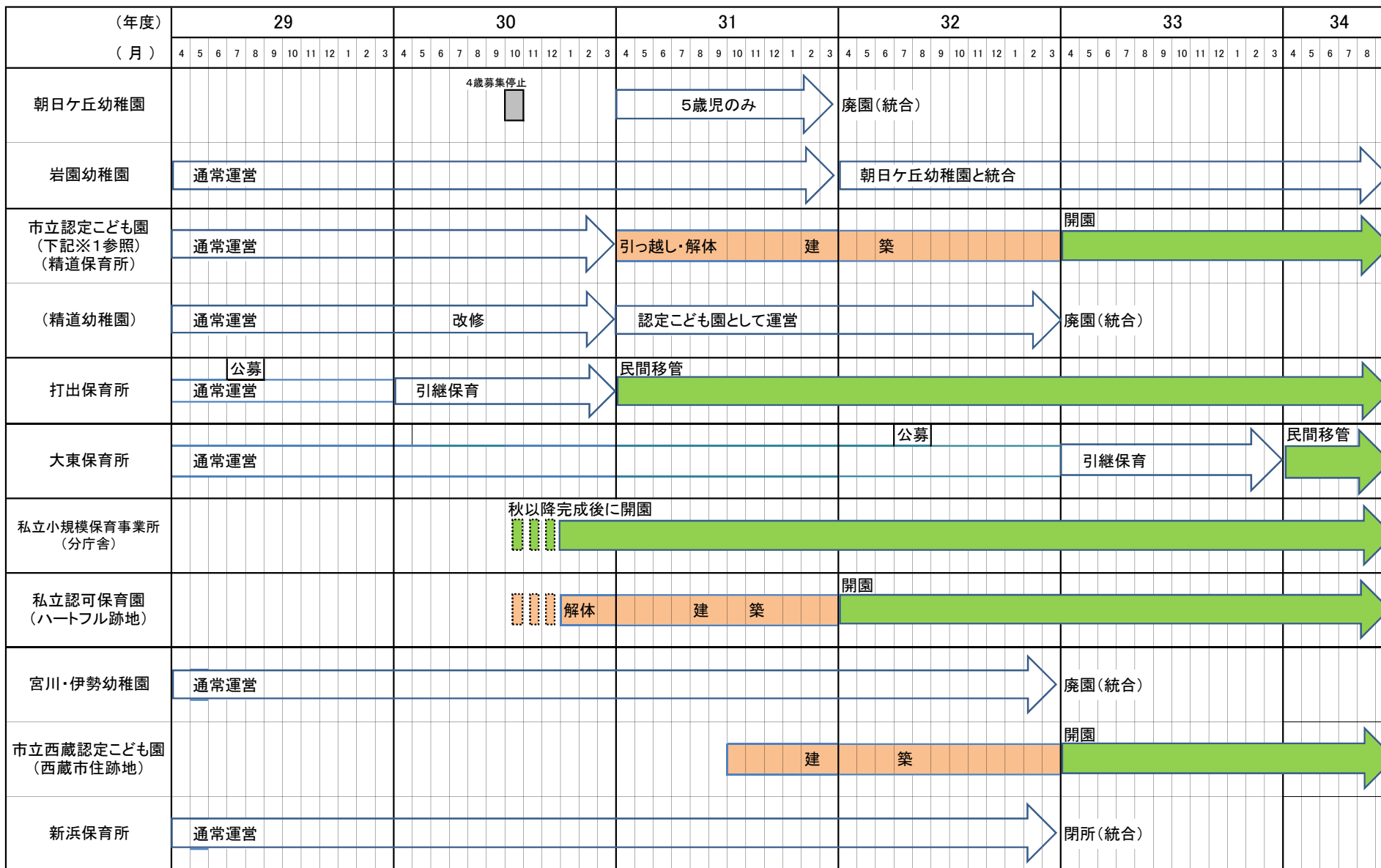
更新情報:平成29年3月13日下線部を追加



※この資料は、全体のスキームを表示したもので、詳細については今後変更となる場合があります。

資料 2-1

市立幼稚園・保育所のあり方について 行程表



※1精道幼稚園・精道保育所を統合し、認定こども園を開園する場所は、「未定」です。上記は精道保育所で開園する場合を例示しています。

※2この資料は、全体のスキームを表示したもので、詳細については今後変更となる場合があります。

市立精道認定こども園について 行程表

【精道保育所での建替え案】

(年度) (月)	29												30												31												32												33												34																				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9															
市立認定こども園 (精道保育所)	通常運営												→												引っ越し・解体												建												築												→												開園								
(精道幼稚園)	通常運営												改修												→												認定こども園として運営												→												→												廃園(統合)								

【精道幼稚園での建替え案】

市立認定こども園 (精道幼稚園)													4歳募集停止												→												5歳児のみ												解体												建												築												→									開園																																
(精道保育所)	通常運営																																																																																																												→									閉所(統合)								